

平成31年2月28日開会

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成31年第1回

杵築市議会定例会議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

目 次

議案第 1 号	平成 3 1 年度杵築市一般会計予算 － 一般会計予算書 1 ページ －
議案第 2 号	平成 3 1 年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計予算 － 特別会計予算書 1 ページ －
議案第 3 号	平成 3 1 年度杵築市国民健康保険特別会計予算 － 特別会計予算書 5 ページ －
議案第 4 号	平成 3 1 年度杵築市後期高齢者医療特別会計予算 － 特別会計予算書 9 ページ －
議案第 5 号	平成 3 1 年度杵築市介護保険特別会計予算 － 特別会計予算書 13 ページ －
議案第 6 号	平成 3 1 年度杵築市地域包括支援センター事業特別会計予算 － 特別会計予算書 17 ページ －
議案第 7 号	平成 3 1 年度杵築市簡易水道事業特別会計予算 － 特別会計予算書 21 ページ －
議案第 8 号	平成 3 1 年度杵築市農業集落排水事業特別会計予算 － 特別会計予算書 25 ページ －
議案第 9 号	平成 3 1 年度杵築市公共下水道事業特別会計予算 － 特別会計予算書 29 ページ －

- 議案第10号 平成31年度杵築市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
－ 特別会計予算書 33 ページ －
- 議案第11号 平成31年度杵築市水道事業会計予算
－ 公営企業会計予算書 1 ページ －
- 議案第12号 平成31年度杵築市工業用水道事業会計予算
－ 公営企業会計予算書 3 ページ －
- 議案第13号 平成31年度杵築市立山香病院事業会計予算
－ 公営企業会計予算書 5 ページ －
- 議案第14号 平成30年度杵築市一般会計補正予算（第7号）
－ 補正予算書 1 ページ －
- 議案第15号 平成30年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第4号）
－ 補正予算書 11 ページ －
- 議案第16号 平成30年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
－ 補正予算書 15 ページ －
- 議案第17号 平成30年度杵築市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
－ 補正予算書 19 ページ －
- 議案第18号 平成30年度杵築市介護保険特別会計補正予算（第3号）
－ 補正予算書 23 ページ －

- 議案第19号 平成30年度杵築市簡易水道事業特別会計補正予算
(第3号) - 補正予算書27ページ -
- 議案第20号 平成30年度杵築市農業集落排水事業特別会計補正
予算(第3号) - 補正予算書31ページ -
- 議案第21号 平成30年度杵築市公共下水道事業特別会計補正予
算(第3号) - 補正予算書35ページ -
- 議案第22号 平成30年度杵築市特定環境保全公共下水道事業特
別会計補正予算(第3号) - 補正予算書41ページ -
- 議案第23号 平成30年度杵築市水道事業会計補正予算(第4号
) - 補正予算書47ページ -
- 議案第24号 平成30年度杵築市立山香病院事業会計補正予算(第
2号) - 補正予算書51ページ -
- 議案第25号 杵築市行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利
用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
について - 議案書6ページ -
- 議案第26号 杵築市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用
弁償等に関する条例の一部改正について - 議案書8ページ -

- 議案第 27 号 杵築市特別職の職員の給料月額の特例措置に関する条例の一部改正について - 議案書 10 ページ -
- 議案第 28 号 杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について - 議案書 12 ページ -
- 議案第 29 号 杵築市職員の退職手当に関する条例の一部改正について - 議案書 14 ページ -
- 議案第 30 号 杵築市土地開発基金条例の一部改正について - 議案書 24 ページ -
- 議案第 31 号 杵築市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について - 議案書 26 ページ -
- 議案第 32 号 杵築市における部落差別等あらゆる差別をなくし人権を擁護する条例の一部改正について - 議案書 28 ページ -
- 議案第 33 号 杵築市国民健康保険条例の一部改正について - 議案書 30 ページ -
- 議案第 34 号 杵築市道路占用料徴収条例の一部改正について - 議案書 32 ページ -
- 議案第 35 号 杵築市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について - 議案書 40 ページ -

- 議案第 36 号 工事請負契約の締結について - 議案書 42 ページ -
- 議案第 37 号 権利の放棄について - 議案書 44 ページ -
- 議案第 38 号 権利の放棄について - 議案書 57 ページ -
- 議案第 39 号 権利の放棄について - 議案書 59 ページ -
- 議案第 40 号 杵築市ケーブルネットワークセンターの指定管理者
の指定について - 議案書 61 ページ -
- 議案第 41 号 市道の路線廃止及び路線認定について
- 議案書 63 ページ -

議案第 25 号

杵築市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利
用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
について

杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利
用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提
供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 28 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年杵築市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の3の項中「杵築市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成17年杵築市告示第14号）」を「杵築市放課後児童クラブ保護者負担金助成事業実施要綱（平成31年杵築市告示第4号）」に、「減免」を「助成」に改める。

別表第2の3の3の項中「杵築市放課後児童健全育成事業実施要綱」を「杵築市放課後児童クラブ保護者負担金助成事業実施要綱」に、「減免」を「助成」に改める。

別表第3の2の2の項中「杵築市放課後児童健全育成事業実施要綱」を「杵築市放課後児童クラブ保護者負担金助成事業実施要綱」に、「減免」を「助成」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 26 号

杵築市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部改正について

杵築市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

平成 31 年 2 月 28 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用
弁償等に関する条例の一部を改正する条例

杵築市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年杵築市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

学校薬剤師	小学校	年額1校 当たり	15,000円
	中学校	年額1校 当たり	15,000円

」を

「

学校薬剤師	小学校	年額1校 当たり	15,000円
	中学校	年額1校 当たり	15,000円
	学校給食センター調理場	年額1施設 当たり	15,000円

」に

改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 27 号

杵築市特別職の職員の給料月額の臨時特例措置に関する条例の一部改正について

杵築市特別職の職員の給料月額の臨時特例措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 28 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特別職の職員の給料月額の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

杵築市特別職の職員の給料月額の特例措置に関する条例（平成29年杵築市条例第6号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「平成31年4月1日から平成32年3月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 28 号

杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部改正に
ついて

杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成 31 年 2 月 28 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正
する条例

杵築市職員の給与の特例に関する条例（平成25年杵築市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「平成31年1月1日から平成31年3月31日まで」を「平成31年4月1日から平成32年3月31日まで」に、「100分の1」を「100分の1.5」に改め、同条第3項中「100分の1」を「100分の1.5」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 29 号

杵築市職員の退職手当に関する条例の一部改正につ
いて

杵築市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次
のように定める。

平成 31 年 2 月 28 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

杵築市職員の退職手当に関する条例（平成17年杵築市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第2項中「第11条第6項」を「第11条第7項」に改める。

第11条第5項を次のように改める。

- 5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じ

て得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。

- (1) 職員が、第25条第2項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となり、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となった場合においては、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間の終期までの期間
- (2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公社若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）

が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することを定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後更に引き続き職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

- (3) 特定地方公務員又は国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き公庫等で、退職手当に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続き当該公庫等に使用

用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該公庫等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員又は国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員又は国家公務員として在職した後更に引き続き職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(4) 特定一般地方独立行政法人職員、特定地方公社職員又は特定公庫等職員（以下「特定一般地方独立行政法人等職員」という。）が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続き特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続き職員となった場合においては、特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(5) 特定公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続き国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き職員となった場合においては、特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間の始期から国家公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(6) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続き特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続き職員となった場合においては、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(7) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き職員となった場合においては、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から国家公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

第11条中第9項を第10項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 移行型一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の成立の日の前日に特定地方公務員として在職し、同項の規定により引き続き特定一般地方独立行政法人職員となった者に対する前項第2号の規定の適用については、同条第2項の規定により地方公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなす。

第13条の次に次の1条を加える。

（一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算）

第13条の2 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて再び職員となった者の第11条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の第11条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間については、第11条（第5項及び第6項を除く。）の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間を特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間として計算するものとする。

(1) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続いて再び特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて再び職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定一般地方独立行政法人等職員

としての引き続いた在職期間の終期までの期間

- (2) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて再び職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
- (3) 特定地方公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、特定地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
- (4) 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、国家公務員としての引き続いた在職期間の始期から特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
- (5) 特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続いて再び特定一般地方独立行政法人等職

員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後更に引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合においては、先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

- (6) 特定公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後更に引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合においては、先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

- 4 移行型一般地方独立行政法人の成立の日の前日に職員として在職する者が、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により引き続いて当該移行型一般地方独立行政法人の職員となり、かつ、引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該移行型一般地方独立行政法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。
- 5 第10条の4第1項に規定する休職指定法人に使用される者が、その身分を保有したまま引き続いて職員となった場合にお

けるその者の第11条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかったものとみなす。ただし、市長が別に定める場合においては、この限りでない。

第25条第2項中「地方公務員等」の次に「又は一般地方独立行政法人等職員及び移行型一般地方独立行政法人の職員」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第30号

杵築市土地開発基金条例の一部改正について

杵築市土地開発基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月28日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市土地開発基金条例の一部を改正する条例

杵築市土地開発基金条例（平成17年杵築市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「4億7,800万円」を「5億6,000万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 31 号

杵築市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の
一部改正について

杵築市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 28 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の
一部を改正する条例

杵築市重度心身障害者医療費の支給に関する条例（平成17年
杵築市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 6 この条例において「保険医療機関等」とは、医療保険各法に
規定する保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者その他
医療保険各法に基づき被保険者に対し保険給付の対象となる医
療等を提供するものとして認められた医療機関等をいう。

第5条第1項中「前年」の次に「（支給対象者が支払った一部
負担金が1月から7月までの間に受けた保険給付に係るものであ
るときは、前々年）」を加え、同条第2項中「（健康保険法（大
正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医
療機関若しくは保険薬局又は同法第64条に規定する保険医若し
くは保険薬剤師をいう。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 2 号

杵築市における部落差別等あらゆる差別をなくし人
権を擁護する条例の一部改正について

杵築市における部落差別等あらゆる差別をなくし人権を擁護す
る条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 2 月 2 8 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市における部落差別等あらゆる差別をなくし人権を擁護する条例の一部を改正する条例

杵築市における部落差別等あらゆる差別をなくし人権を擁護する条例（平成17年杵築市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第1条中「日本国憲法」の次に「及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）をはじめとする差別の解消を目的とした法令」を加え、「部落差別等」を「部落差別、障がいのある人への差別、外国人への差別等（以下「部落差別等」という。）」に、「をなくし」を「の解消を推進し、」に改め、「により、」の次に「差別のない」を加える。

第2条中「するため」の次に「、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ」を加える。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条の見出しを「（教育及び啓発活動等）」に改め、同条中「啓発活動、教育対策等」を「教育及び啓発活動並びに人権擁護」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（相談体制の充実）

第4条 市は、部落差別等あらゆる差別に関する相談に的確に応じるため、相談体制の充実に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 33 号

杵築市国民健康保険条例の一部改正について

杵築市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 28 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市国民健康保険条例の一部を改正する条例

杵築市国民健康保険条例（平成17年杵築市条例第128号）の一部を次のように改正する。

第5条中「法第72条の4」を「法第72条の5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 34 号

杵築市道路占用料徴収条例の一部改正について

杵築市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 28 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

杵築市道路占用料徴収条例（平成17年杵築市条例第165号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

（単位：円）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	630
	第2種電柱		970
	第3種電柱		1,300
	第1種電話柱		570
	第2種電話柱		900
	第3種電話柱		1,200
	その他の柱類		57
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	550
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	340
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100	

	郵便差出箱及び信書便差出箱		480
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	580
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	24
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		34
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		51
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		68
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		100
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		140
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		240

	もの				
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			340	
	外径が1メートル以上のもの			680	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,100	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの			Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.01を乗じて得た額
		上空に設ける通路			290
		地下に設ける通路			170
		その他のもの			1,100
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	6
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	58		
政令第7条第1号に掲	看板（ア）一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき	58		

掲げる物件	るものを除く。)	その他のもの	つき1月 表示面積1平方メートルにつき1年	580	
	標識		1本につき1年	900	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	6	
		その他のもの	1本につき1月	58	
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	6	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	58	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	580	
		その他のもの		290	
	政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	1,100
	政令第7条第3号に掲げる施設			つき1年	Aに0.034を乗じ

			て得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設 及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルに		58
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物 及び同条第7号に掲げる施設	つき1月		110
政令第7条 第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条 第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.017を乗じて得た額
政令第7条 第10号に掲げる施設 及び自動車 駐車場	建築物		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.017を乗じて得た額
政令第7条	トンネルの上又は高架の道		Aに0.0

第11号に掲げる応急仮設建築物	路の路面下に設けるもの	24を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額

別表備考6中「1平方メートル若しくは1メートル未満」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 3 5 号

杵築市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

杵築市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 2 月 2 8 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

杵築市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年杵築市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加え、同項第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条第1項第2号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を加え、同項第4号中「卒業した」の次に「（当該学科目を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）」を、「同項第3号に規定する学校の卒業者」の次に「（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 36 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、杵築市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年杵築市条例第 53 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 28 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

1. 工事の目的 杵築市学校給食センター建設建築主体工事
2. 契約の方法 要件設定型一般競争入札
3. 契約金額 488,160,000円
4. 工期 契約締結日の翌日から2020年2月28日まで
5. 契約の相手方 大分県大分市中島中央3丁目1番11号
平倉建設 株式会社
代表取締役 平倉 啓貴

議案第 37 号

権利の放棄について

下記のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 28 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

1. 放棄する権利 ケーブルテレビ利用料

2. 債権額 3, 359, 286円

3. 債務者 個人83人及び1法人

4. 債権の概要

番号	氏名 (会社名)	住所	年度	放棄の理由
			金額	
1	■■■■■	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■	平成17年度	所在不明
			8, 550円	
2	■■■■■	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	平成18年度	所在不明
			45, 780円	
3	■■■■■	■■■■■ ■■■■■ ■■	平成19年度	費用倒れ
			47, 880円	
4	■■■■■	■■■■■ ■■■■■ ■	平成20年度	所在不明
			15, 120円	
5	■■■■■	■■■■■ ■■■■■ ■■	平成20年度	所在不明
			52, 010円	
6	■■■■■	■■■■■	平成20年度	所在不明

		■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	32,800円	
7	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成20年度 52,290円	費用倒れ
8	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成20年度 10,080円	
9	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成21年度 6,720円	費用倒れ
10	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成21年度 18,730円	
11	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成21年度 49,180円	費用倒れ
12	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■	平成21年度 18,900円	
13	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■	平成22年度 9,240円	所在不明
14	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成22年度 44,900円	
15	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成22年度	費用倒れ

		<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■</p>	30,660円	
16	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p>	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p>	平成22年度	費用倒れ
			10,710円	
17	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■</p>	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■</p>	平成22年度	費用倒れ
			15,540円	
18	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p>	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p>	平成22年度	費用倒れ
			6,720円	
19	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p>	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■</p>	平成22年度	費用倒れ
			1,680円	
20	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■</p>	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■</p>	平成22年度	費用倒れ
			19,110円	
21	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p>	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■</p>	平成22年度	費用倒れ
			35,700円	

2 2	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 2 年度	費用倒れ
			1 8 , 9 0 0 円	
2 3	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 2 年度	本人死亡
			1 5 7 , 5 1 5 円	
2 4	■ ■ ■ ■ ■	■ ■	平成 2 2 年度	自己破産
			4 3 , 2 0 0 円	
2 5	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 3 年度	所在不明
			8 6 , 9 4 0 円	
2 6	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 3 年度	費用倒れ
			3 9 , 1 2 0 円	
2 7	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 3 年度	費用倒れ
			1 4 , 2 8 0 円	
2 8	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 3 年度	費用倒れ
			5 7 , 5 0 0 円	
2 9	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 3 年度	費用倒れ
			5 0 , 4 0 0 円	
3 0	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 3 年度	費用倒れ
			4 3 , 4 2 0 円	

3 1	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 3 年度	費用倒れ
			3 6 , 5 0 0 円	
3 2	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 3 年度	費用倒れ
			5 6 , 6 6 0 円	
3 3	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 3 年度	費用倒れ
			3 7 , 4 0 0 円	
3 4	■ ■ ■ ■ ■	■ ■	平成 2 3 年度	費用倒れ
			4 8 , 1 5 5 円	
3 5	■ ■ ■ ■ ■	■ ■	平成 2 3 年度	費用倒れ
			1 4 , 2 8 0 円	
3 6	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 3 年度	費用倒れ
			5 0 , 7 8 0 円	
3 7	■ ■ ■ ■ ■	■ ■	平成 2 3 年度	費用倒れ
			9 , 2 4 0 円	
3 8	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 3 年度	費用倒れ

	■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	38,180円	
39	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成23年度	費用倒れ
			34,470円	
40	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■	平成23年度	費用倒れ
			52,460円	
41	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成23年度	費用倒れ
			58,480円	
42	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成23年度	費用倒れ
			39,200円	
43	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成23年度	費用倒れ
			92,990円	
44	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成23年度	費用倒れ
			79,440円	
45	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■	平成23年度	費用倒れ
			33,840円	
46	■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成23年度	費用倒れ
			33,840円	

		■ ■ ■		
4 7	■ ■ ■ ■ ■	■ ■	平成 2 3 年度	費用倒れ
			7, 5 6 0 円	
4 8	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■	平成 2 3 年度	費用倒れ
			1 7, 8 5 0 円	
4 9	■ ■ ■ ■ ■	■ ■	平成 2 3 年度	費用倒れ
			1 0, 7 1 0 円	
5 0	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 3 年度	費用倒れ
			7 8, 6 9 0 円	
5 1	■ ■ ■ ■ ■	■ ■	平成 2 3 年度	費用倒れ
			4 2, 8 4 0 円	
5 2	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 3 年度	費用倒れ
			4 3, 2 2 0 円	
5 3	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 3 年度	費用倒れ

		<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■</p>	44,670円	
54	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■</p>	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■</p>	平成23年度	本人死亡
			51,810円	
55	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p>	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■</p>	平成23年度	本人死亡
			67,650円	
56	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■</p>	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p>	平成23年度	本人死亡
			43,220円	
57	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■</p>	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■</p>	平成23年度	本人死亡
			17,430円	
58	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p>	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■</p>	平成23年度	自己破産
			120,080円	
59	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p>	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■</p>	平成24年度	費用倒れ
			26,380円	
60	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■</p>	<p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p> <p>■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</p>	平成24年度	費用倒れ
			65,262円	

6 1	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 4 年度	費用倒れ
			4 0 , 4 9 0 円	
6 2	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■	平成 2 4 年度	費用倒れ
			1 0 , 7 1 0 円	
6 3	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 4 年度	費用倒れ
			1 0 , 7 1 0 円	
6 4	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■	平成 2 4 年度	費用倒れ
			1 9 , 7 4 0 円	
6 5	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■	平成 2 4 年度	費用倒れ
			1 6 , 8 0 0 円	
6 6	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 4 年度	費用倒れ
			4 4 , 1 9 0 円	
6 7	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 4 年度	費用倒れ
			1 4 7 , 5 6 5 円	

6 8	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 4 年度	費用倒れ
			4 7, 4 2 0 円	
6 9	■ ■ ■ ■ ■	■ ■	平成 2 4 年度	費用倒れ
			3 7, 8 0 0 円	
7 0	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 4 年度	費用倒れ
			9 1, 9 3 0 円	
7 1	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 4 年度	費用倒れ
			3 4, 8 2 0 円	
7 2	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 4 年度	本人死亡
			4 5, 7 4 0 円	
7 3	■ ■ ■ ■ ■	■ ■	平成 2 4 年度	本人死亡
			7 5, 1 4 0 円	
7 4	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 4 年度	本人死亡
			3, 3 6 0 円	
7 5	■ ■ ■ ■ ■	■ ■	平成 2 5 年度	費用倒れ
			5 2, 4 6 0 円	

7 6	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 5 年度	費用倒れ
			1 2 4 , 5 6 4 円	
7 7	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 5 年度	費用倒れ
			8 , 9 2 5 円	
7 8	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■	平成 2 5 年度	費用倒れ
			1 4 , 2 8 0 円	
7 9	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 5 年度	費用倒れ
			1 9 , 5 6 0 円	
8 0	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 5 年度	費用倒れ
			2 4 , 7 2 0 円	
8 1	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■	平成 2 5 年度	費用倒れ
			4 9 , 9 2 0 円	
8 2	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■	平成 2 5 年度	費用倒れ
			4 , 2 0 0 円	
8 3	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 5 年度	費用倒れ
			1 5 , 9 6 0 円	
8 4	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	平成 2 5 年度	本人死亡
			2 1 , 4 2 0 円	

		■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■		
--	--	----------------------------	--	--

5. 債権放棄の理由

略 称	放棄の理由
本人死亡	債務者本人が死亡し、相続人も明らかでないため、消滅時効の期間が経過したものであることから、債権を放棄する。
所在不明	債務者の所在が不明であり、消滅時効の期間が経過したものであることから、債権を放棄するもの。
費用倒れ	金額が、訴訟費用等に満たないと認められるため、消滅時効の期間が経過したものであることから、債権を放棄する。
自己破産	本人の破産手続が終了し、債務者が免責となったため、債権を放棄するもの。

議案第 38 号

権利の放棄について

下記のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 28 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

1. 放棄する権利 家畜診療所診療費

2. 債権額 74,600円

3. 債務者 杵築市家畜診療所の診療費に係る
各債務者3人

4. 債権の概要

番号	氏名	住所	年度	放棄の理由
			金額	
1	■■■■■	■■■■■ ■■■■■ ■■■	平成15年度	所在不明
			2,440円	
2	■■■■■	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■	平成16年度	自己破産
			5,080円	
			平成18年度	
16,500円				
3	■■■■■ ■	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	平成24年度	自己破産
			50,580円	

5. 債権放棄の理由

略称	放棄の理由
所在不明	債務者の所在が不明であり、消滅時効の期間が経過したものであることから、債権を放棄するもの。
自己破産	本人の破産手続が終了し、債務者が免責となったため、債権を放棄するもの。

議案第 39 号

権利の放棄について

下記のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 28 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

議案第40号

杵築市ケーブルネットワークセンターの指定管理者
の指定について

次のとおり杵築市ケーブルネットワークセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月28日提出

杵築市長 永 松 悟

記

1. 公の施設の名称

杵築市ケーブルネットワークセンター

2. 指定管理者となる団体の名称

一般財団法人杵築市総合振興センター

3. 指定管理者となる団体の住所

大分県杵築市大字杵築 3 7 7 番地 1

4. 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から 2 0 2 2 年 3 月 3 1 日まで

議案第 4 1 号

市道の路線廃止及び路線認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により市道の路線を次のように廃止し、同法第 8 条第 2 項の規定により次のように認定する。

平成 3 1 年 2 月 2 8 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

1. 廃止する路線

路線名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	起 点	備考
			終 点	
杵中グラウンド線	349.1	5.0～ 13.0	杵築市大字杵築字北浜 665 番 100 地先 杵築市大字杵築字北浜 665 番 376 地先	

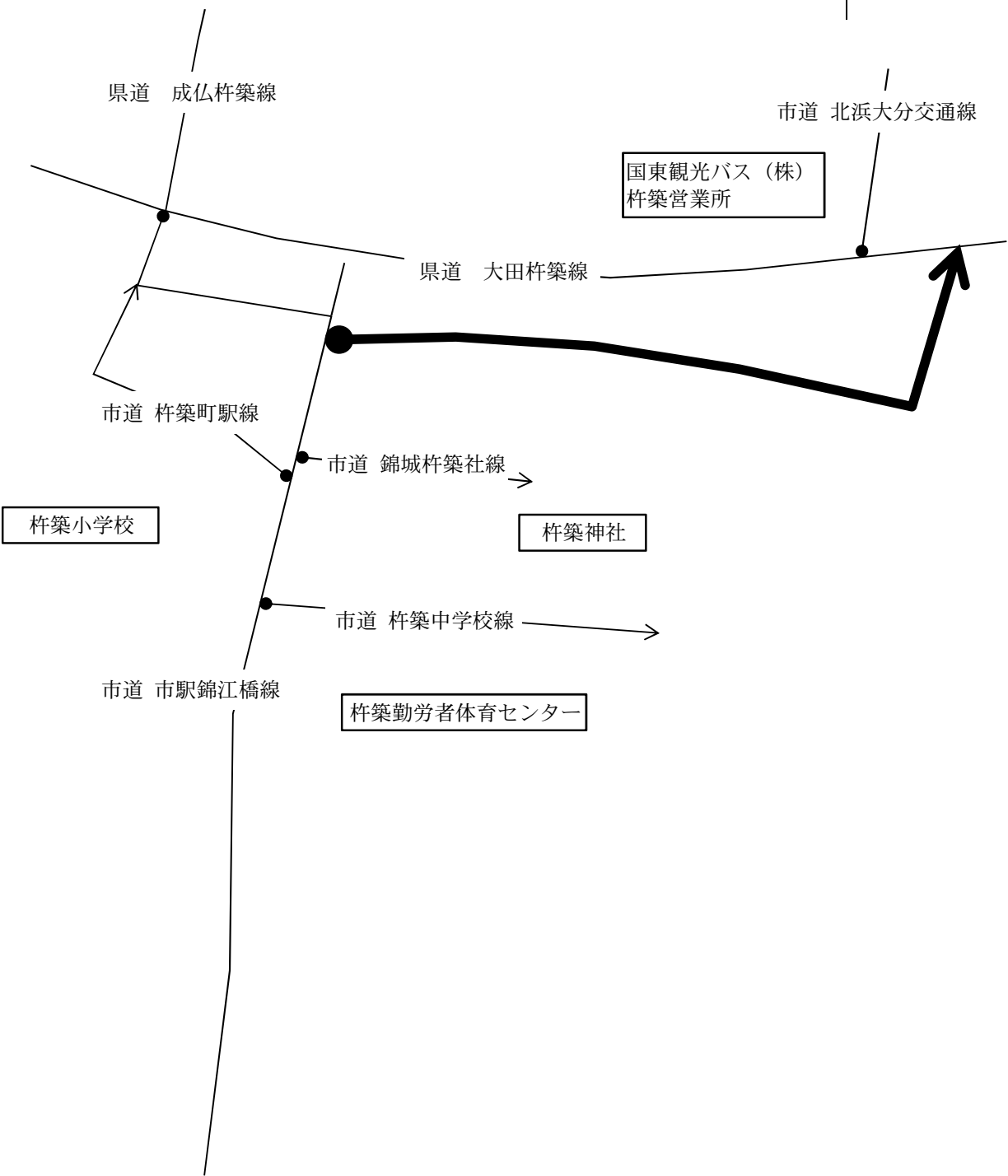
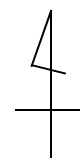
2. 認定する路線

路線名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	起 点	備考
			終 点	
錦城北浜線	285.0	5.0～ 13.0	杵築市大字杵築字北浜 665 番 100 地先 杵築市大字杵築字北浜 665 番 349 地先	
石山ダム月見橋線	2,288.0	2.8～ 22.0	杵築市大字船部字船部 77 番 55 地先 杵築市大字溝井字野田 1652 番 地先	

廃止

きつちゅうぐらうんどせん
杵中グラウンド線

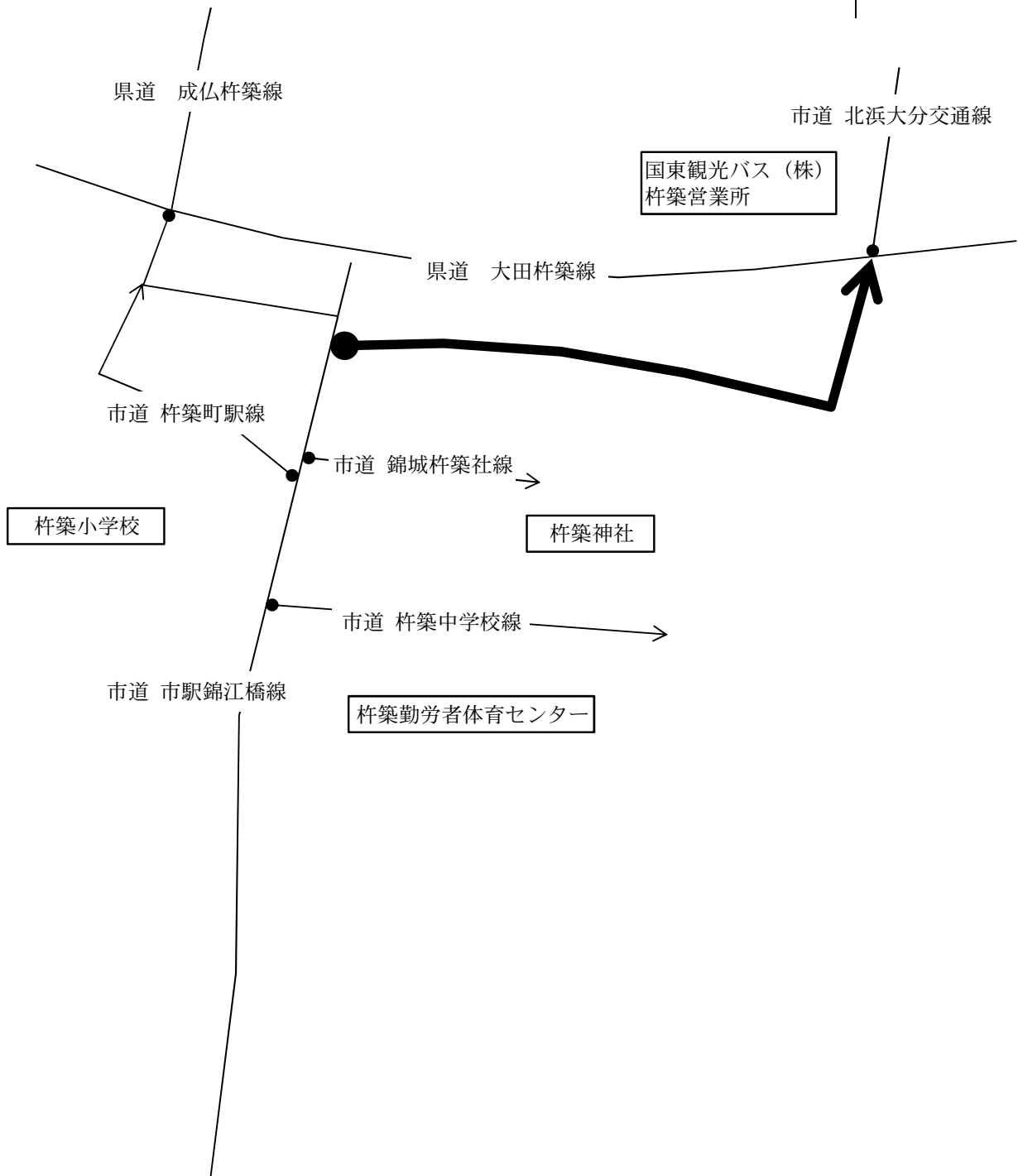
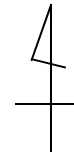
L = 349.1m
W = 5.0m ~ 13.0m



認定

きんじょうきたはません
錦城北浜線

L = 285.0m
W = 5.0m ~ 13.0m



認定

いしやまだむつきみはしせん
石山ダム月見橋線

L = 2,288.0m
W = 2.8m ~ 22.0m

